

7月号



おおもり 青色便り

No.0708

一般社団法人 大森青色申告会

令和 7.7.1

第14回定時総会開催のご案内

一般社団法人大森青色申告会の第14回定時総会を下記の通り開催いたします。7月初旬に全正会員の皆様へ出欠確認の往復はがきをお送り致しますので、7月31日(木)までにご返送下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

ご返送いただく返信はがきには、ご出席いただく場合は出席の旨と会員氏名を、ご欠席の場合は欠席の旨と委任状に住所と氏名をご記入いただきご返送ください。定足数が足りない場合は総会が成立しませんので皆様のご協力を何卒お願い申し上げます。

なお、ご返信がいただけない場合は、支部役員又は職員が電話もしくは直接お問い合わせいただく場合がございますので、予めご了承ください。

日時：令和7年8月22日(金)
午後3時30分～(受付開始 午後3時～)
場所：大田文化の森 5階多目的室 大田区中央2-10-1
内容：第1部
議事 令和6年度事業報告承認の件
令和6年度収支報告・監査報告承認の件
労働保険監査報告承認の件
会費改訂に関する件
報告 令和7年度事業計画
令和7年度収支予算
第2部
懇親会 午後5時15分～
懇親会参加費 3,000円(懇親会参加者のみ)

総会



源泉税等の個別相談会のお知らせ

上半期分の源泉所得税及び復興税の納付期限並びにご相談期限は7月10日(木)です!

従業員、専従者など給与を支払っている方は必ず上記期限内に当会へご相談ください。

期限を過ぎてしまった場合は、ご自身の管轄税務署で指導を受けていただきます。期限内提出をお願いいたします。

期間：令和7年7月10日(木)まで
時間：午前 9時～11時30分
午後 1時～3時30分の間で
30分毎の予約
ご注意：完全予約制です。

ご予約はお電話で **03-3771-8859**

※源泉税額が0(ゼロ)円でも、期限内に納付書を提出する必要があります。

※前月6月号でお知らせしました令和7年度税制改正は、本年の年末調整から適用されます。

◆◆◆ 令和 7 年度税制改正について② ◆◆◆

【子育て支援に関する政策税制】

～子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充（令和7年限りの措置）～

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せが行われます。
- 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和されます。

改正前

(令和7年入居)

↓

改正後

(令和7年入居に限る)

新築・買取再販住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額		4,500万円	3,500万円	3,000万円

新築・買取再販住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

(注) 子育て世帯等:18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者。

※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。

※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

※ 詳しくは、税務署及び取引先の不動産業者へお問い合わせください。

令和7年度も固定資産税・都市計画税の 軽減措置が適用されることとなりました！

都内の各青色申告会と東京青色申告会連合会が共同して、都議会等に対して要望運動を行っている固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続については、過日閉会した都議会（令和7年第1回定例会）において、都税条例改正案が可決・成立し、令和7年度においても軽減措置が適用されることとなりましたのでお知らせいたします。

会員の皆様より、当会報の昨年10月号に同封した『陳情はがき』及び『QRコードからの電子陳情』を多数いただきました。ご協力いただきありがとうございました。令和8年度においても同様の要望運動を行う予定です。本年も10月頃から陳情運動を開始する予定となっておりますので、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

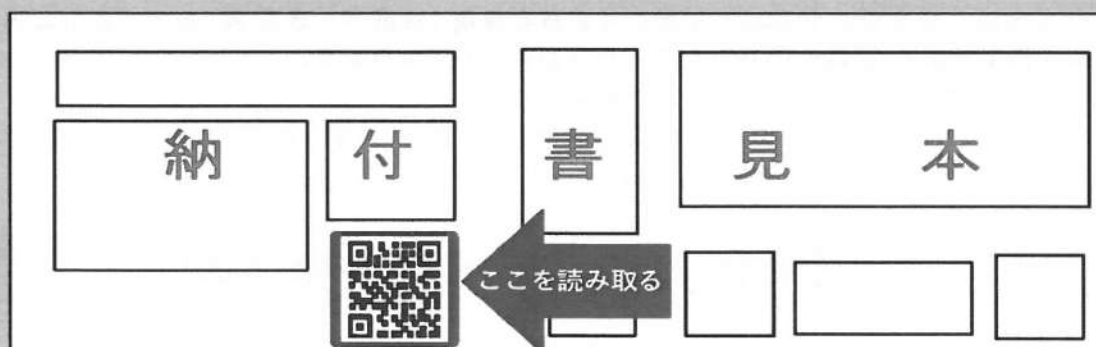
なお、提出し可決・成立した要望事項は以下のとおりです。

- ① 小規模住宅用地の都市計画税を2分の1に軽減すること。
- ② 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額すること。
- ③ 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げること。

▶ 都税事務所からのお知らせ

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一 QR コード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

納付できる主な税目

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）（23 区）、固定資産税（償却資産）（23 区）、不動産取得税、自動車税種別割、個人事業税 等

注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要があります。

※PayPay での納付において、本人確認前のチャージ金にご利用できなくなりました。お支払の際には、本人確認後にチャージする必要があります。

■eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1 枚あたりの合計金額が 30 万円までの納付書では、スマートフォン決済アプリでバーコードを読み取ることで納付できます。利用できるスマートフォン決済アプリは主税局 HP をご覧ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明の提示が省略できます。ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大 10 日程度かかります。車検用の納税証明が必要な方は、納付後に支払履歴画面等をご用意の上、都税事務所等に申請してください。

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



青年部員募集中!!

大森青色申告会青年部では新規青年部員を募集しています! 青年部では、様々な業種・年齢の方が部員として在籍しており、部員間の交流を通して自身の事業に関する有益な繋がりを構築できるチャンスがあります! あなたも青年部に入部して、一緒に繋がりを作ってみませんか?

主な活動としては、

- ①大森青色申告会の事業活動の支援
- ②税務・経営・経理などに関する講習会や研修会などの企画・運営
- ③青年部員の親睦をはかるため、レクリエーションの企画・運営
- ④その他、地域イベントの支援活動などです。



入部条件は、青年部の活動趣旨に賛同する当会会員(事業主・専従者)の方であれば男女問わず自由に入部できます。部員一同あなたの入部をお待ちしております。

※ご質問・お問合せ・入部希望は

(一社)大森青色申告会事務局 **3771-8859** までお電話ください。

【青色共済】新規加入受付中

病気やケガで入院をしたときや不慮の事故で死亡、高度障害状態になったときなどに補償される保険です! 1954年11月2日(70歳6ヶ月)～2010年11月1日(14歳6ヶ月)生まれの会員本人・専従者・従業員の方が加入できます。

会費は、月額 **1,000円** (経理上、申告会費と同様の扱いです) 令和7年8月補償開始の新規加入のお申込みは、7月15日(火)午後4時 までとなりますので、お早めにご連絡ください。



職員異動

【新入職員】 武田 美咲



5月より正規職員となりました。

不慣れな部分もありますが、少しでも早く皆様のお役に立てるよう、一生懸命頑張りますので、何卒よろしくお願いいたします。

(主に受付や公式LINEの運用を担当しております)

【退職職員】

篠原 紀久子

3月20日で退職しました。

相良 裕子

4月20日で退職しました。

一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭

大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

Eメール : aoiro-o@nifty.com

URL : <https://www.oomori-aoiro.org>



予約制 事務局に申込み

時間 申込順で30分位

無料法律相談日

7月10日(木)

7月24日(木)



保険の相談

ご希望の方は事務局迄